

第1号様式（第4条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和7年11月5日提出

案件担当部課等	上下水道部給水課 下水道課
案件名称	三浦市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の基本方針について
部門経営会議で審議した日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
審議依頼事項	
三浦市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の基本方針を別添資料のとおり決定することについて	
現状と課題	
(1) 令和6年1月に発生した能登半島地震では、給水装置及び排水設備（以下「給水装置等」という。）の工事を担う給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店が被災したことにより、様々な工事需要が集中したこと等により、個人が管理する給水装置等の復旧が遅れたことを踏まえ、国から災害時における特例対応について技術的助言が示された。これを受けて、本市においても災害時に給水装置等の工事が円滑に実施されるよう、災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した者等が給水装置等の工事の実施を可能とする対応ができるよう、条例改正の必要が生じている。	
(2) 排水設備工事の指定工事店における責任技術者の専属に係る指定要件の見直しを行うため、条例改正の必要が生じている。	
案件担当部課等の見解	
別添基本方針のとおり条例の一部を改正することとしたい。審議決定後は、令和7年第4回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。	
総合計画及び予算との関係	
基本計画	
大綱3 住み心地のよい都市をめざして～暮らしを支える 目標6 快適で安全性の高い生活基盤の整備 施策4 安全で快適な水環境の整備	
備考 説明員 石橋給水課長 松尾給水課給水施設GL 鈴木下水道課普及促進GL	